

令和6年度

財政援助団体等監査報告書

葛飾区監査委員

(写)

6葛監第106号

令和7年2月13日

葛飾区長殿

葛飾区議会議長殿

葛飾区教育委員会殿

葛飾区監査委員 坂井保義

同 反町直志

同 峯岸良至

同 山本ひろみ

令和6年度財政援助団体等監査の結果に関する報告について

標記の件について、地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を提出いたします。

目 次

	頁
第1 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査実施期間	1
3 監査の対象	1
4 監査実施団体	1
5 監査の実施内容	2
6 監査の項目及び主な着眼点	2
第2 監査の結果（団体の個別的事項）	3
1 社会福祉法人 武蔵野会	3
監査対象 白鳥福祉館	
2 社会福祉法人 原町成年寮	10
監査対象 奥戸福祉館	
3 一般社団法人 葛飾区医師会	16
監査対象 葛飾区在宅療養推進事業	
4 特定非営利活動法人 S I E N	21
監査対象 地域活動支援センターなぎ	
5 社会福祉法人 東中川会	25
監査対象 柴原学童保育クラブ	
6 タイムズ24・ソーリンググループ	29
監査対象 葛飾区亀有南自転車駐車場ほか4か所	
7 国際自然大学校・宮ビルサービス共同体	31
監査対象 葛飾区立日光林間学園	

第1 監査の概要

1 監査の種類

(1) 監査の名称

令和6年度財政援助団体等監査

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項

2 監査実施期間

令和6年9月3日（火）から令和7年2月13日（木）まで

3 監査の対象

令和5年度に区が補助金等を交付している財政援助団体及び指定管理者、7団体を監査対象とした。

(1) 財政援助団体

ア 年額5,000万円以上の補助金を交付している団体 2団体

イ 年額1,000万円以上の補助金等を交付している団体 3団体

(2) 指定管理者 2団体

4 監査実施団体（対象施設） 所管部局

【財政援助団体】

(1) 社会福祉法人 武蔵野会

（監査対象 白鳥福祉館） 福祉部 障害福祉課

(2) 社会福祉法人 原町成年寮

（監査対象 奥戸福祉館） 福祉部 障害福祉課

(3) 一般社団法人 葛飾区医師会

（監査対象 葛飾区在宅療養推進事業） 健康部 地域保健課

(4) 特定非営利活動法人 S I E N

（監査対象 地域活動支援センターなぎ） 健康部 保健予防課

(5) 社会福祉法人 東中川会

（監査対象 柴原学童保育クラブ） 教育委員会事務局 放課後支援課

【指定管理者】

(6) タイムズ24・ソーリンググループ

（監査対象 葛飾区亀有南自転車駐車場ほか4か所） 都市整備部 交通政策課

(7) 国際自然大学校・宮ビルサービス共同体

（監査対象 葛飾区立日光林間学園） 教育委員会事務局 教育総務課

5 監査の実施内容

葛飾区監査基準を準拠し、令和5年度交付分の補助事業等に係る出納、その他の事務の執行について、所管課、財政援助団体及び指定管理者から提出された関係資料等を調査するとともに、必要に応じて関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

6 監査の項目及び主な着眼点

補助金等の使途が補助目的に沿って適正に使われているか、具体的には財政援助団体等の種別ごとに以下の観点に基づき実施した。

(1) 財政援助団体に対するもの

- ア 補助金等の交付申請、請求及び受領は適切に行われているか。
- イ 補助金等は事業計画及び交付条件・目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。
- エ 補助金等に係る精算報告、実績報告は適正に行われているか。また、精算返還金は適正な時期に返還されているか。
- オ 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。
- カ 補助等の効果は十分に達せられているか。
- キ 自主財源の確保に努めているか。

(2) 指定管理者に対するもの

- ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- イ 料金収入や施設の管理に関する収支の会計処理が適切に行われているか。
- ウ 施設の管理は、協定内容に沿って適正に行われているか。
- エ 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。
- オ 事業に対する経営努力がみられるか。
- カ 決算報告書に誤りはないか。

(3) 所管課に対するもの

- ア 補助金等の額の算定、交付手続及び時期は適切か。
- イ 交付基準は合理的で統一性のあるものとなっているか。
- ウ 団体及び公の施設の指定管理者に係る指導・監督は適切に行われているか。

第2 監査の結果（団体の個別的事項）

社会福祉法人 武蔵野会
（監査対象 白鳥福祉館）

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人武蔵野会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第一種社会福祉事業

- ・児童養護施設の経営
- ・障害者支援施設の経営
- ・特別養護老人ホームの経営

第二種社会福祉事業（抜粋）

- ・身体障害者福祉センターの経営
- ・身体障害者デイサービス事業の経営
- ・障害福祉サービス事業の経営
- ・特例相談支援事業の経営

2 監査対象の概要

（1）監査対象施設

令和5年度に区から補助金の交付を受けた、障害者通所施設 多機能型事業所（生活介護、就労継続支援B型）「白鳥福祉館」を監査の対象とした。

（2）施設の目的

利用者の人権を守り、一人ひとりの意思を尊重した支援の実践を目指し、「安全・安心」で、継続性のある支援を通して、利用者が「居心地のよさ」、「満足」を得ることのできるサービスを提供する。

（3）施設概要

ア 開設年月日	平成10年4月1日（区からの移管年月日 平成16年4月1日）
イ 所在地	葛飾区白鳥四丁目8番1号
ウ 所有関係	土地は区との覚書により無償使用、建物は区からの無償貸付
エ 敷地面積	552.08㎡
オ 建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上5階建（1・2階部分）
カ 延床面積	1,004.38㎡
キ 併設施設	葛飾区白鳥区民住宅

(4) 施設職員 (令和6年3月31日現在)

施設長 1人 係長 1人 主任 1人 事務員 2人 (1人)
支援員 17人 (13人) 栄養士 1人 (1人) 嘱託医 2人 (2人)
理学療法士 1人 (1人) その他 3人 (3人)

() 内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要 (令和6年3月31日現在)

ア 開所日 月曜日から金曜日まで (祝日・年末年始を除く)

イ 開所時間 午前9時から午後4時まで

ウ 利用者状況及び活動内容

① 生活介護事業 定員30人 (現員32人)

利用者状況

性別・年齢構成 (生活介護) (単位:人)

年齢	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60以上	計
男性	0	3	6	11	2	0	22
女性	1	1	2	4	2	0	10
計	1	4	8	15	4	0	32
割合	3.1%	12.5%	25.0%	46.9%	12.5%	0.0%	100.0%

平均年齢39.3歳

障害の程度 (生活介護) (単位:人)

区分	愛の手帳					合計
	1度	2度	3度	4度	なし	
身体 障害 者 手 帳	1級	2	2	2	1	7
	2級	1	2	1	1	5
	3級		1		1	2
	4級					0
	5級		1			1
	6級		1			1
	なし		12	3	1	16
合計	1	19	6	5	1	32

障害支援区分 (生活介護) (単位:人)

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当	計
6	20	4	2	0	0	0	32

活動内容

- ・生活支援（健康氣功、ウォーキング、音楽体操の実施）
- ・理学療法
- ・生産活動
（リサイクル作業、木工、ハーバリウム、髪留め、消臭剤などの雑貨品製作）
- ・創作活動（施設内の諸室の壁面を利用した作品展示、作品展への出展）

② 就労継続支援B型事業 定員15人（現員13人）

利用者状況

性別・年齢構成（就労継続支援B型）（単位：人）

年齢	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60以上	計
男性	0	0	1	3	0	1	5
女性	0	3	0	4	1	0	8
計	0	3	1	7	1	1	13
割合	0.0%	23.1%	7.7%	53.8%	7.7%	7.7%	100.0%

平均年齢41.3歳

障害の程度（就労継続支援B型）（単位：人）

区分	愛の手帳					合計
	1度	2度	3度	4度	なし	
身体障害者手帳	1級		1			1
	2級		1	1		2
	3級		1			1
	4級					0
	5級					0
	6級			1		1
	なし		3	2	3	8
合計	0	5	5	3	0	13

障害支援区分（就労継続支援B型）（単位：人）

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当	計
0	0	6	6	0	0	1	13

活動内容

- ・下請け受注作業
- ・区からの業務委託による公園清掃（4か所）

③ 身体障害者デイサービス

活動内容

身体的なハンディのある方の自立と社会参加を支援するためのリハビリテーションと交流の場を提供するため、各種プログラムを企画し、専門の講師の指導で実施している。

実施プログラム

種 目	年間実施回数	延べ参加人数
健康麻雀	29	150
ボイストレーニング	42	201
健康氣功	48	218
木彫	22	46
書道	48	222
フラワーアレンジメント	13	55
煎茶道	21	103
剪画アート	12	40
パッチワーク	23	95
ゆび筆	12	35

④ 特定相談支援事業（併設の白鳥福祉館相談支援センターにおける事業）

活動内容

利用者が住み慣れた地域で安心して豊かな生活が送れることができるように、利用者・家族が福祉サービス利用や社会生活上の相談を実施している。令和5年度から区の地域生活支援拠点等の事業所として認可された。

モニタリング及び計画作成 93人

(6) 白鳥福祉館の収支状況（令和5年度）

（単位：円）

収入の部		支出の部	
事業活動による収支			
就労支援事業収入	4,152,467	人件費支出	100,469,439
自主生産収入	297,053	職員給料支出	35,974,431
受託加工収入	534,731	職員賞与支出	12,888,272
清掃事業収入	3,320,683	非常勤職員給与支出	36,442,289
障害福祉サービス等事業収入	151,942,328	退職給付支出	1,348,440
自立支援給付費収入	98,789,192	法定福利費支出	13,816,007
介護給付費収入	84,695,020	事業費支出	11,889,188
訓練等給付費収入	12,629,188	給食費支出	3,996,309
計画相談支援給付費収入	1,464,984	保健衛生費支出	339,216
特定費用収入	2,482,129	教養娯楽費支出	486,558
補助金事業収入	50,429,007	水道光熱費支出	3,049,444
区補助金	50,379,007	消耗器具備品費支出	949,193
障害者福祉館等施設運営補助金	19,703,929	保険料費支出	423,131
重度障害者日中活動促進費補助金	18,202,142	賃借料支出	2,418,558
民間障害者通所施設サービス推進費補助金	9,219,000	教育指導費支出	6,647
障害者通所施設負担軽減経費補助金	3,053,936	車輛費支出	220,132
福祉施設等経営安定化支援金	200,000	雑支出	0
葛飾区社会福祉協議会地域福祉活動助成金	50,000	事務費支出	25,934,717
受託事業収入	242,000	福利厚生費支出	481,550
デイサービス利用者収入	109,000	職員被服費支出	0
その他の受託事業収入	133,000	旅費交通費支出	59,015
経常経費寄附金収入	161,490	研修研究費支出	48,927
受取利息配当金収入	1,882	事務消耗品費支出	712,636
その他の収入	1,424,677	印刷製本費支出	64,101
受入研修費収入	214,640	修繕費支出	933,328
利用者等外給食費収入	1,043,127	通信運搬費支出	324,281
雑収入	166,910	広報費支出	94,800
		業務委託費支出	20,766,354
		手数料支出	1,082,659
		租税公課支出	83,324
		保守料支出	1,102,327
		渉外費支出	0
		諸会費支出	99,000
		雑支出	82,415
		就労支援事業支出	4,152,239
		就労支援事業販売原価支出	426,839
		就労支援事業販管費支出	3,725,400
		その他の支出	1,149,120
		利用者等外給食費支出	1,149,120
事業活動収入計（1）	157,682,844	事業活動支出計（2）	143,594,703
事業活動資金収支差額（3）＝（1）－（2）			14,088,141
施設整備等による収支			
区補助金	8,030,000	固定資産取得支出	8,030,000
白鳥福祉館高圧受変電設備改修工事に係る補助金	8,030,000	建物取得支出	8,030,000
		器具及び備品取得支出	0
		ファイナンス・リース債務の返済支出	632,610
施設整備等収入計（4）	8,030,000	施設整備等支出計（5）	8,662,610
施設整備等資金収支差額（6）＝（4）－（5）			△ 632,610
その他の活動による収支			
積立資金取崩収入	102,440	積立資産支出	632,040
退職給付引当資産取崩収入	102,440	退職給付引当資産支出	632,040
		拠点区分間繰入金支出	1,550,000
その他の活動収入計（7）	102,440	その他の活動収入計（8）	2,182,040
その他の活動資金収支差額（9）＝（7）－（8）			△ 2,079,600
当期資金収支差額合計（10）＝（3）＋（6）＋（9）			11,375,931

(7) 監査対象補助

区は、「社会福祉法人に対する助成に関する条例」(昭和61年3月31日条例第4号)に基づき、令和5年度において、次のとおり白鳥福祉館に対して補助金を交付した。

ア 障害者福祉館等施設運営補助金(事務事業名:元区立障害者福祉施設支援経費)

「障害者福祉館等施設運営補助要綱」に基づき、通所バス運行経費補助として10,261,319円、身体障害者デイサービス補助として9,256,832円、合築経費補助185,778円の計19,703,929円を交付した。

イ 葛飾区重度障害者日中活動促進費補助金(事務事業名:重度障害者日中活動促進費助成)

「葛飾区重度障害者日中活動促進費補助要綱」に基づき、重度障害者支援補助分として15,241,477円、利用者欠席補助分として2,960,665円の計18,202,142円を交付した。

ウ 葛飾区民間障害者通所施設サービス推進費補助金

(事務事業名:民間通所施設サービス向上推進費助成)

「葛飾区民間障害者通所施設サービス推進費補助要綱」に基づき、基本補助分として8,619,000円、第三者評価受審経費分として600,000円の計9,219,000円を交付した。

エ 障害者通所施設負担軽減経費補助金(事務事業名:民間通所施設負担軽減経費助成)

「障害者通所施設負担軽減経費補助要綱」に基づき、利用者食費補助分として3,053,936円を交付した。

オ 葛飾区福祉施設等経営安定化支援金

(事務事業名:福祉施設等経営安定化支援金支給事業経費)

「葛飾区福祉施設等経営安定化支援金交付要綱」に基づき、事業所で用いる生活用品等の価格高騰による経営への影響緩和、事業の継続支援及び経営の安定を図るための補助金として200,000円を交付した。

カ 白鳥福祉館高圧受変電設備改修工事に係る補助金

(事務事業名:元区立障害者福祉施設支援経費)

「葛飾区補助金等交付規則」に基づき、白鳥福祉館の高圧受変電設備改修工事に要した費用に対する補助金として8,030,000円を交付した。

以上の補助金の合計額は、58,409,007円である。

3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、各会計帳簿、現金収支関係書類、補助金の交付申請書及び実績報告書等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

なお、補助金の交付金額に影響する誤りではないものの、区への事業報告書において、人数等

の数値の記入誤りが見受けられた。報告書等の作成にあたっては特段の注意を払われたい。

福祉人材確保などが難しい状況の中、生活介護事業において、障害支援区分の重度な方を多く受け入れて、区で増加傾向にある重度障害者への支援体制の充実に寄与している。引き続き、区の補助事業を適切に活用して安定した運営を行われたい。

社会福祉法人 原町成年寮
(監査対象 奥戸福祉館)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人原町成年寮は、多様な福祉のサービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- ・知的障害者の更生相談に応ずる事業の経営
- ・障害福祉サービス事業の経営
- ・一般相談支援事業の経営
- ・特定相談支援事業の経営
- ・移動支援事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和5年度に区から補助金の交付を受けた、障害者通所施設 多機能型事業所（生活介護、就労継続支援B型）「奥戸福祉館」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

利用者が意欲的に地域のなかで働き続け、いきいきとしたデイタイムを過ごせるよう、環境の整備と生産・創作活動などの多様な支援を行うことを目的とする。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成6年4月1日（区からの移管年月日 平成16年4月1日）
イ 所在地	葛飾区奥戸三丁目17番4-101号
ウ 所有関係	土地は区との覚書により無償使用、建物は区からの無償貸付
エ 敷地面積	2,026.94㎡
オ 建物の構造	鉄筋コンクリート造2階建て
カ 延床面積	825.49㎡

(4) 施設職員（令和6年3月31日現在）

館長（管理者）	1人	主任生活支援員（サービス管理責任者）	2人				
主任生活支援員	1人	生活支援キャップ	3人	生活支援員	22人（18人）		
事務キャップ	1人	事務員	1人	看護師	1人（1人）	嘱託医	2人（2人）
理学療法士	1人（1人）						

（ ）内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要 (令和6年3月31日現在)

ア 開所日 月曜日から金曜日まで (祝日・年末年始を除く)

イ 開所時間 午前9時から午後3時30分まで

ウ 利用者状況及び活動内容

① 生活介護事業 定員35人 (現員34人)

利用者状況

性別・年齢構成 (生活介護) (単位:人)

年齢	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60以上	計
男性		1	8	7	4	1	21
女性		1	6	4		2	13
計	0	2	14	11	4	3	34
割合	0.0%	5.9%	41.2%	32.3%	11.8%	8.8%	100.0%

平均年齢43.2歳、最高年齢67歳、最低年齢25歳

障害の程度 (生活介護) (単位:人)

区分	愛の手帳					合計
	1度	2度	3度	4度	なし	
身体 障害 者 手 帳	1級		3			3
	2級			2		2
	3級		2			2
	4級		1			1
	5級					0
	6級					0
	なし		12	13	1	26
合計	0	15	16	3	0	34

障害支援区分 (生活介護) (単位:人)

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当	計
5	8	17	4	0	0	0	34

活動内容

<清掃チーム>

各清掃、洗濯、レンタルタオル、アルミ缶リサイクル等、地域活動を促進する中で、心身の健康維持のため定期的な運動を行っている。毎週金曜日午後には余暇の時間を設け、ダンスや映画鑑賞などを楽しみながら、身体活動量の増加やリラックスなど、各利用者が必要とする活動を提供している。また、書道をはじめとした様々な作品をウエルピアかつしかの障害者作品展に出展するなど、創作活動も積極的に行っている。

売上 507万円 (売上目標 500万円)

(売上内訳：生活寮清掃（墓清掃含む） 220万円、館内清掃・洗濯 161万円、
レンタルタオル他 126万円)

<ゆず屋・タッセル・オリーブチーム>

かつしかエコライフプラザ（立石1-9-1立石図書館併設）に所在する、日用不用品販売コーナー「ゆず屋」、喫茶コーナー「タッセル」、ゆず屋で販売する商品の仕分け等を行う「オリーブ」を運営している。ゆず屋・タッセルの両チームは、利用者が接客からレジ打ち、食材管理等を行う。また、商品の仕分けや値付けを行うオリーブチームは、「OKUDOアートクラブ」と銘打ち芸術作品を生み出す活動を行っている。

売上 1,180万円（売上目標 750万円）

(売上内訳：ゆず屋 909万円、タッセル 271万円)

② 就労継続支援B型事業 定員25人（現員27人）

利用者状況

性別・年齢構成（就労継続支援B型） (単位：人)

年齢	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60以上	計
男性			3		2	7	12
女性	1	1	1	1	5	6	15
計	1	1	4	1	7	13	27
割合	3.7%	3.7%	14.8%	3.7%	26.0%	48.1%	100.0%

平均年齢55.2歳、最高年齢74歳、最低年齢19歳

障害の程度（就労継続支援B型） (単位：人)

区分	愛の手帳					合計
	1度	2度	3度	4度	なし	
身体障害者手帳	1級					0
	2級					0
	3級				1	1
	4級			1		1
	5級				1	1
	6級			1		1
	なし		3	11	9	23
合計	0	3	13	11	0	27

障害支援区分（就労継続支援B型） (単位：人)

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当	計
0	1	4	8	6	0	8	27

活動内容

<パン製造販売チーム>

南葛SCのホームゲームでの販売会へ積極的に出店するなど、パン製造、販売ともにチーム一丸となって日々の作業に取り組んでいる。商品は地域でも好評で、特にナンカツバーガーは知名度が高く、名物となっている。昨今は、利用者の高齢化や健康不安の高まりが深刻化しており、従前の業務スケジュールを見直して、運動や余暇的活動を多く取り入れるなど、個々の意向に沿ったやりがいのある活動を提案している。

売上 1,194万円 (売上目標 1,000万円)

(売上内訳：保育園 343万円、休日販売会 54万円、その他 797万円)

③ 就労支援事業

活動内容

葛飾区障害者就労支援センターとの連携により、区役所実習や企業実習等の社会的経験ができる場を提供することを目的としている。しかし、利用者の高齢化・重度化が進み、結果として対象者がいない状況である。カフェの実習希望者がいれば、喫茶コーナー「タッセル」や、必要に応じて日用不用品販売コーナー「ゆず屋」を利用して行っていく。

一般企業就職を希望する利用者には、まず、通所の安定を目標に希望実現へ向けた長期的視点で支援していく。

(6) 奥戸福祉館の収支状況 (令和5年度)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
事業活動による収支			
就労支援事業収入	27,264,257	人件費支出	135,800,411
製パン作業事業収入	11,883,132	職員給料支出	66,724,283
ゆず屋事業収入	9,094,942	職員賞与支出	14,633,079
受託作業事業収入	2,827,922	非常勤職員給与支出	34,599,837
タッセル事業収入	2,718,402	退職給付支出	2,432,448
その他の事業収入	739,859	法定福利費支出	17,410,764
障害福祉サービス等事業収入	174,751,545	事業費支出	15,978,127
自立支援給付費収入	135,407,232	給食費支出	5,115,440
介護給付費収入	84,193,949	水道光熱費支出	2,604,767
訓練等給付費収入	51,213,283	賃借料支出	2,426,322
特定費用収入	3,052,320	教養娯楽費支出	1,790,483
補助金事業収入	36,291,993	車輛費支出	1,753,606
区補助金	35,781,513	本人支給金ほか支出	2,287,509
民間障害者通所施設サービス推進費補助金	18,345,000	事務費支出	38,323,594
障害者福祉館等施設運営補助金	11,128,000	修繕費支出	20,725,002
障害者通所施設負担軽減経費補助金	2,659,529	業務委託費支出	12,160,463
障害者通所施設就労支援事業補助金	2,587,253	保守料支出	2,159,783
重度障害者日中活動促進費補助金	961,731	福利厚生費支出	780,284
福祉施設等経営安定化支援金	100,000	事務消耗品費支出	543,834
障害者施設等物価高騰緊急対策支援金	510,480	通信運搬費ほか支出	1,954,228
受取利息配当金収入	1,338	就労支援事業支出	29,457,648
その他の収入	283,403	就労支援事業販売原価支出	24,115,098
受入研修費収入	261,955	就労支援事業販管費支出	5,342,550
雑収入	21,448		
事業活動収入計(1)	202,300,543	事業活動支出計(2)	219,559,780
事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)		△17,259,237	
施設整備等による収支			
区補助金	21,682,402	固定資産取得支出	1,792,142
奥戸福祉館外壁改修その他工事〔東京都修繕〕に係る補助金	20,682,402	車輛運搬具取得支出	1,496,890
福祉業務用車両購入費補助金	1,000,000	器具及び備品取得支出	286,742
固定資産売却収入	20,000	預託金取得支出	8,510
車輛運搬具売却収入	10,690	ファイナンス・リース債務の返済支出	233,232
預託金売却収入	9,310		
施設整備等収入計(4)	21,702,402	施設整備等支出計(5)	2,025,374
施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)		19,677,028	
その他の活動による収支			
拠点区分間繰入金収入	100,000	積立資産支出	1,471,770
		退職給付引当資産支出	1,471,770
		拠点区分間繰入金支出	1,730,000
その他の活動収入計(7)	100,000	その他の活動支出計(8)	3,201,770
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)		△3,101,770	
当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)		△683,979	

(7) 監査対象補助

区は、「社会福祉法人に対する助成に関する条例」(昭和61年3月31日条例第4号)に基づき、令和5年度において、次のとおり奥戸福祉館に対して補助金を交付した。

- ア 葛飾区民間障害者通所施設サービス推進費補助金
(事務事業名：民間通所施設サービス向上推進費助成)
「葛飾区民間障害者通所施設サービス推進費補助要綱」に基づき、基本補助分として12,138,000円、メニュー選択式加算分として4,320,000円、障害者等雇用加算分として1,887,000円の計18,345,000円を交付した。
- イ 障害者福祉館等施設運営補助金(事務事業名：元区立障害者福祉施設支援経費)
「障害者福祉館等施設運営補助要綱」に基づき、施設運営補助分として11,128,000円を交付した。
- ウ 障害者通所施設負担軽減経費補助金(事務事業名：民間通所施設負担軽減経費助成)
「障害者通所施設負担軽減経費補助要綱」に基づき、利用者食費補助分として2,659,529円を交付した。
- エ 葛飾区障害者通所施設就労支援事業補助金
(事務事業名：民間通所施設就労支援事業経費)
「葛飾区障害者通所施設就労支援事業補助要綱」に基づき、就労支援を行う指導員の人件費等に対する補助分として2,587,253円を交付した。
- オ 葛飾区重度障害者日中活動促進費補助金(事務事業名：重度障害者日中活動促進費助成)
「葛飾区重度障害者日中活動促進費補助要綱」に基づき、利用者欠席補助分として961,731円を交付した。
- カ 葛飾区福祉施設等経営安定化支援金
(事務事業名：福祉施設等経営安定化支援金支給事業経費)
「葛飾区福祉施設等経営安定化支援金交付要綱」に基づき、事業所で用いる生活用品等の価格高騰による経営への影響緩和、事業の継続支援及び経営の安定を図るための補助分として100,000円を交付した。
- キ 奥戸福祉館外壁改修その他工事〔東京都修繕〕に係る補助金
(事務事業名：元区立障害者福祉施設支援経費)
「葛飾区補助金等交付規則」に基づき、奥戸福祉館の外壁改修その他工事に要した費用に対する補助分として20,682,402円を交付した。
- ク 福祉業務用車両購入費補助金(事務事業名：福祉業務用車両購入費助成)
「福祉業務用車両購入費補助要綱」に基づき、福祉業務用車両の購入費に対する補助分として1,000,000円を交付した。

以上の補助金の合計額は、57,463,915円である。

3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

一般社団法人 葛飾区医師会
(監査対象 葛飾区在宅療養推進事業)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

一般社団法人葛飾区医師会は、医道を昂揚し、医学医術の研磨と、公衆衛生の普及・向上、地域住民の健康と社会福祉の増進を図ることを目的として次の事業を行う。

- ・医道の昂揚に関する事項
- ・医学の振興に関する事項
- ・医師の学術向上・生涯教育に関する事項
- ・公衆衛生に関する事項
- ・学校保健に関する事項
- ・地域医療に関する事項
- ・社会保障医療に関する事項
- ・医療経営改善、合理化及び会員の福祉増進に関する事項
- ・会誌、出版、広報に関する事項
- ・労働保険の保険料徴収等に関する法律に基づく労働保険事務組合に関する労働保険事務
- ・葛飾区医師会附属看護専門学校の設置運営に関する事項
- ・介護保険法に基づく諸事業
- ・障害者総合支援法に基づく居宅介護等事業
- ・その他本会の目的達成上必要な事項

2 監査対象の概要

(1) 監査対象事業

令和5年度に区から補助金の交付を受けた「葛飾区医師会」の在宅療養推進事業を監査の対象とした。

(2) 施設概要

ア 開設年月日	昭和22年11月28日
イ 所在地	葛飾区立石五丁目15番12号
ウ 所有関係	葛飾区医師会所有
エ 建物の構造	鉄筋コンクリート造3階建て
オ 延床面積	1,488.71㎡

(3) 法人職員(令和6年3月31日現在)

会長 1人 副会長 4人 理事 14人 監事 2人 評議員 45人
職員 69人(31人)

() 内人数は非常勤を再掲

(4) 事業概要

葛飾区医師会は、区民の健康の向上と、地域医療への貢献のため以下の事業を行っている。

ア 休日・夜間診療

立石休日応急診療所（医師会館内）と金町休日応急診療所（金町地区センター内）で休日・土曜日の応急診療を行っている。また、平日夜間こどもクリニックとして応急診療を行っている。

イ 検（健）診事業（区の委託事業として）

成人、学童、園児及び乳幼児に対する検（健）診をそれぞれ行っている。

ウ 感染症情報

区内で発生した感染症について、集計結果を毎週公表している。

エ かかりつけ医推進事業

かかりつけ医の紹介を行い、また主治医不在時の連携を確保している。

オ 在宅難病患者訪問診療事業

東京都医師会の在宅難病患者訪問診療事業に協力している。

カ 病診連携事業

病院と診療所の連携を密にし、高度な医療と身近な医療の提供に努めている。

キ 災害時医療救護活動

災害時に迅速かつ的確な医療が確保できるように、平素から体制を整えている。

ク 介護保険関連事業

訪問介護ステーション、ヘルパーステーション、居宅介護支援事業所を運営し、在宅療養者の看護、介護の支援を行っている。

ケ 看護専門学校

看護師、准看護師の養成を行ない、区内の看護の向上に努めている。

コ 学術講演会

常に最新、最良の医療を提供できるように、会員及び区民向けに生涯教育を実施している。

(5) 葛飾区医師会の収支状況 (令和5年度)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
経常経費			
入会金収入	9,900,000	事業費・管理費支出	1,391,086,246
会費収入	39,272,950	役員報酬支出	27,500,000
事業収入	1,047,798,988	給与手当支出	264,226,618
受託事業収入	829,836,018	退職給付費支出	17,572,503
看護学校事業収入	115,563,000	法定福利費支出	41,177,786
介護保険関連事業等収入	102,399,970	通信運搬費支出	14,236,699
補助金収入	56,940,095	会議費支出	22,791,491
区補助金収入	21,423,095	保守費支出	15,438,250
区在宅療養推進事業補助金収入	18,713,984	賃借料支出	17,008,982
看護師等養成所研究・研修事業補助金等収入	2,709,111	諸謝金支出	182,526,136
東京都ほか補助金収入	35,517,000	がん検診費支出	33,786,922
休日応急診療所委託料等収入	151,872,324	学校園検診費支出	74,729,394
手数料収入	20,501,801	委託費支出	516,187,578
その他雑収入	7,299,635	材料費支出	20,010,645
		講義・演習費支出	19,050,685
		その他雑支出	124,842,557
経常経費収入計(1)	1,333,585,793	経常経費支出計(2)	1,391,086,246
当期経常経費増減額(3) = (1) - (2)			△57,500,453
経常外経費			
		法人税、住民税及び事業税(4)	70,000
当期財産増減額(5) = (3) - (4)			△57,570,453
財産期首残高(6)	2,143,517,358		
財産期末残高(7) = (5) + (6)			2,085,946,905

※上記の収支状況は、「令和5年度事業報告及び決算関係書類」を基に作成した。

(6) 監査対象補助

ア 区在宅療養推進事業補助金（事務事業名：在宅医療推進事業経費）

区は、「葛飾区在宅療養推進事業補助金交付要綱」に基づき、かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業及び医療コーディネート体制の整備事業支援のため、令和5年度において、次のとおり葛飾区医師会に対して補助金を交付した。

(ア) かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業

救急救命士賃金（7名）	21,119,152円
ガソリン代	327,809円
コールセンター電話料	143,593円
自動車保険料	80,970円
付箋ブック	202,280円
キャラクター線画作成	3,300円
合計	21,877,104円

（要綱により補助金の上限額は 10,000,000円）

(イ) 医療コーディネート体制の整備事業

医療連携相談員賃金（7名）	8,231,980円
旅費交通費	8,580円
消耗品費等	434,990円
携帯電話料	38,434円
合計	8,713,984円

ただし、要綱により1千円未満の端数が出た場合は切り捨てることになっているため、(イ)の正しい補助金額は、8,713,000円である。

なお、端数の984円については、令和6年12月に区へ返還されている。

イ 看護師等養成所研究・研修事業補助金等

看護師等養成所研究・研修事業補助金（事務事業名：看護師等養成事業費助成）

2,000,000円

感染症サーベイランス定点観測補助金（事務事業名：感染症予防対策経費）

655,111円

葛飾区職員インフルエンザ予防接種補助金（事務事業費：職員予防接種委託費）

54,000円

合計 2,709,111円

なお、令和5年度の区補助金の総額は、21,422,111円（区への返還金984円を除く。）である。

3 監査の結果

区は、葛飾区医師会に対し本事業に要する経費を補助することにより、在宅医療を希望する高齢者及びその家族が安心して在宅療養生活を継続する体制の実現に寄与している。

指摘事項

区の補助金に係る事業については、補助金交付の目的に沿って執行されていた。しかし、実績報告書を確認したところ、医療コーディネート体制の整備事業について、葛飾区在宅療養推進事業補助金交付要綱第3条第2項により、「当該額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。」とされているが、これを行わないで報告していたため、984円の返還が生じた。実績報告書の作成に当たっては、特段の注意を払い、誤りのないよう処理されたい。また、所管課においては、法人による適正な事務処理が行われるよう提出された報告書の確認の徹底を図られたい。

意見・要望

一般社団法人葛飾区医師会経理規程細則第21条第1項により、「金銭出納担当者が金銭を支払う場合は最終受取人の署名のある領収書を受取り、保管しなければならない。ただし、領収書を受取ることができない場合には、所管理事の認印のある内部領収書をもってこれに代えることができる。」とされているが、これを行っていなかった。規定に従った適正な事務処理を行われたい。

特定非営利活動法人 S I E N
(監査対象 地域活動支援センターなぎ)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

特定非営利活動法人S I E Nは、精神障害者やその家族その他の支援を必要とする人々に対して、障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター及び相談支援事業、居宅介護、訪問看護等に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと精神障害者の福祉、介護の増進に寄与することを目的として、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

第二種社会福祉事業

- ・ 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく自立訓練(生活訓練)事業
- ・ 訪問看護事業

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和5年度に区から補助金の交付を受けた「地域活動支援センターなぎ」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、創作活動及び生産活動の機会の提供や社会との交流の促進を図り、利用者に適切な地域生活支援を行うことを目的としている。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成22年4月1日
イ 所在地	葛飾区青戸5丁目14番2号仙ノ倉ハイツ1階
ウ 所有関係	賃貸
エ 敷地面積	115.33㎡ (1階部分67.64㎡、倉庫5.04㎡、201号室42.65㎡)
オ 建物の構造	鉄筋コンクリート5階建て
カ 延床面積	111.58㎡ 相談室(18.56㎡)、食堂(12.72㎡)、交流室(37.68㎡)、 便所・洗面所(11.61㎡)、事務室(19.27㎡)その他(11.74㎡)

キ 併設施設 相談支援事業所さい、特定非営利活動法人S I E N

(4) 施設職員 (令和6年3月31日現在)

施設長 1人 相談支援専門員 1人 指導員 5人 (4人)

() 内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要 (令和6年3月31日現在)

ア 開所日・利用時間

月曜日から木曜日まで (祝日、年末年始を除く) 午後1時から午後5時まで

日曜日 午前10時から午後4時まで

夕食会開催の場合 火・木曜日 午後7時まで

相談支援事業 月曜日から木曜日まで 午前9時30分から午後5時まで

日曜日 午前10時から午後4時まで

イ 地域活動支援センター事業

(ア) 地域生活支援事業 (ケースワーク的支援活動) 年間延べ利用人数 202人

心理教育、訪問同行、カンファレンス

(イ) 地域交流事業 (談話室の活用による事業) 年間延べ利用人数 3,806人

食事会 (地域ボランティア等との料理会)、利用者の自主的活動支援、創作活動、生産活動としての文化的プログラム・ネットワーク活動、家族会ボランティア他団体との連携、実習生やボランティア受け入れ育成、地域住民・町会との交流事業

(ウ) その他の事業 年間延べ利用人数 5,978人

施設利用者懇談会、インターネットを使った情報提供他

ウ 相談支援事業

(ア) 一般相談支援事業 (精神保健相談及び日常生活相談) 年間延べ利用人数 4,549人

利用者、家族、一般住民、関係機関からの精神保健福祉相談や日常生活全般の相談を受け、精神障害者の自立と社会参加を促す。

(イ) その他の事業 年間延べ利用人数 29人

就労支援施設、地域交流他

(6) 地域活動支援センターなどの収支状況（令和5年度）

(単位：円)

	収入の部		支出の部		
	区 分	決算額	区 分	決算額	
地域活動支援センター事業	区補助金	16,547,500	給料	6,817,000	
	その他助成金	0	職員手当	1,347,028	
	利用者負担金	31,800	共済費	1,351,743	
	その他収入	165,773	報酬	1,131,626	
	寄付金収入	50,000	賃金	3,777,624	
	前年度繰越金	0	報償費	0	
	実習指導料	0	各所修繕費	0	
	その他	113,025	旅費	7,476	
	法人借入金	2,748	需用費	664,737	
			役務費	193,955	
			委託料	303,153	
			使用料及び賃借料	66,000	
			備品購入費	381,994	
			負担金	50,373	
合 計 (ア)	16,745,073	合 計 (イ)	16,745,073		
相談支援事業	区補助金	4,881,500	給料	3,326,000	
	その他助成金	0	職員手当	2,144,136	
	利用者負担金	0	共済費	730,817	
	その他収入	1,324,735	報酬	0	
	寄付金収入	0	賃金	0	
	前年度繰越金	0	報償費	0	
	さい共用部使用料	144,000	各所修繕費	0	
	法人借入金	1,180,735	旅費	0	
			需用費	0	
			役務費	0	
			委託料	0	
			使用料及び賃借料	0	
			備品購入費	0	
			負担金	0	
合 計 (ウ)	6,206,235	合 計 (エ)	6,206,235		
家賃	区補助金	4,022,000	補助金対象経費	1階使用料及び賃借料 (家賃220,000+倉庫10,695) × 12か月	2,768,340
	その他助成金	0		2階使用料及び賃借料 家賃104,500 × 12か月	1,254,000
	利用者負担金	0		1階更新料	0
	その他収入	340		2階更新料	0
	寄付金収入	0			
	前年度繰越金	0			
	法人借入金	340			
	合 計 (オ)	4,022,340	合 計 (カ)		4,022,340
	総合計(キ)=(ア)+(ウ)+(オ)	26,973,648	総合計(ク)=(イ)+(エ)+(カ)		26,973,648

※上記の収支状況は、実績報告書を基に作成した。

(7) 監査対象補助

葛飾区精神障害者地域活動支援センター運営費補助金

(事務事業名：地域生活支援事業経費)

区は、葛飾区精神障害者地域活動支援センター事業の運営を補助するため、「葛飾区精神障害者地域活動支援センター運営費補助要綱」に基づき、地域活動支援事業補助分として16,547,500円、相談支援事業補助分として4,881,500円の合計21,429,000円を交付した。また、家賃及び賃貸借契約経費として4,022,000円を交付した。

地域活動支援センターなぎに対し、令和5年度分として合計25,451,000円を交付した。

3 監査の結果

区の補助金に係る事業について、補助金交付の目的に沿って執行されていた。しかしながら、補助金の交付申請書、実績報告書、各会計帳簿及び現金収支関係書類等を確認したところ、実績報告書に添付された収入・支出決算書抄本の数値と会計帳簿の数値が一部一致していなかった。

収支内容について精査した結果、各会計帳簿や決算書抄本の数値の記入誤りなどによるものであることが確認された。

意見・要望事項

- (1) 小口現金処理の記帳誤りや勘定科目の誤りがあった。
- (2) なぎの普通預金口座に、「本部」と「生活訓練センターそう」から毎月駐車場代の入金があり、地域活動支援センターなぎの収支計算書にその他収入と記載があるが、仕訳帳や総勘定元帳には反映していなかった。
- (3) 法人に交付する補助金の額に影響はなかったが、一部ほかの施設業務の会計が混在していたため、実績報告書の数値に一部誤りがあった。
- (4) 補助金交付申請書及び実績報告書に記載された施設の面積に誤りがあった。
- (5) 法人税申告書の内訳明細書に記載の1階部分の家賃、駐車場の金額に誤りがあった。

各施設の入出金等が明確になるよう適正な会計処理を行うとともに、申請書及び実績報告書の作成に当たっては、特段の注意を払い、誤りがないよう処理されたい。また、所管課においても法人による適正な事務処理が行われるよう、提出された申請書及び報告書の確認を徹底されたい。

社会福祉法人 東中川会
(監査対象 柴原学童保育クラブ)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人東中川会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- ・ 保育所の経営
- ・ 一時預かり事業の経営
- ・ 地域子育て支援拠点事業の経営
- ・ 放課後児童健全育成事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和5年度に区から補助金等の交付を受けた「柴原学童保育クラブ」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的 (事業の概要)

本クラブは、児童福祉法に基づいて、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成16年4月1日
イ 所在地	葛飾区金町一丁目10番2号
ウ 所有関係	賃貸
エ 建物の構造	鉄筋コンクリート造5階建て (都営住宅 金町一丁目第2アパート1階)
オ 保育室面積	149.64㎡

(4) 施設職員 (令和6年3月31日現在)

支援員 2人 その他 6人

(5) 事業概要

ア 開所日・時間等

開所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	月曜日から金曜日まで	学校終了後から午後6時まで (延長) 午後7時まで
	土曜日	午前8時30分から午後6時まで
	学校休業日	午前8時30分から午後6時まで (延長) 午前8時5分から午後7時まで
休業日	日曜・祝日・年末年始 (12月29日から1月3日まで)	
対象児童	保護者の就労等により、監護が必要な児童	

イ 月別在籍児童数

(単位：人)

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1年	26	26	26	25	24	25	25	25	25	26	26	26	305
2年	24	24	24	24	24	24	24	24	24	22	22	22	282
3年	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
計	50	50	50	49	48	49	50	50	49	48	48	48	589

ウ 使用料等

使用料	1か月	4,000円
間食費	1か月	2,000円
教材費	1か月	300円
延長使用料	1か月	1,000円
	1回	200円

生活保護受給世帯等の使用料については、区立学童保育クラブと同様の減額又は免除が行われている。また、間食費においても区から助成が行われている。

(6) 柴原学童保育クラブの収支状況 (令和5年度)

(単位 円)

収入の部		支出の部	
区補助金	24,942,081	人件費	26,662,443
私立学童保育事業補助金	15,336,483	間食費	1,271,622
放課後児童支援員等 処遇改善等事業補助金	1,678,000	教材費	321,430
放課後児童健全育成事業 育成支援体制強化事業補助金	748,898	保険料	206,140
福祉施設経営安定化事業 交付金	100,000	賃借料	2,031,807
子ども総合プラン補助金	7,078,700	修繕費	496,080
利用者負担収入	4,059,400	消耗品費	731,434
使用料	2,710,700	光熱水費	786,448
その他	1,348,700	通信費	401,831
間食費助成	6,000	印刷製本費	115,714
利子収入	53	委託料	836,016
繰入金	6,210,000	手数料	375,824
		広告料	960,670
		その他	16,800
前期未支払資金残高	△ 364,529		
収入の部合計	34,853,005	支出の部合計	35,214,259
		当期未支払残高	△ 361,254

(7) 監査対象補助

ア 葛飾区私立学童保育事業補助金（事務事業名：学童保育クラブ運営助成経費）

区は、「葛飾区私立学童保育事業助成要綱」に基づき、区内の学童保育事業運営を補助するため、15,336,483円を交付した。

イ 葛飾区放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金

（事務事業名：学童保育クラブ運営助成経費）

区は、「葛飾区放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金交付要綱」に基づき、職員の賃金改善に必要な経費に充てる補助金として1,678,000円を交付した。

ウ 葛飾区放課後児童健全育成事業育成支援体制強化事業補助金

（事務事業名：学童保育クラブ運営助成経費）

区は、「葛飾区放課後児童健全育成事業育成支援体制強化事業補助金交付要綱」に基づき、放課後児童健全育成事業における育成支援の内容向上を図るため、748,898円を交付した。

エ 葛飾区福祉施設経営安定化事業交付金（事務事業名：福祉施設等経営安定化支援金）

区は、福祉施設等で用いる生活用品価格等の物価高騰による経営への影響を緩和し、事業の継続を支援し、経営の安定化を図る交付金として、「葛飾区福祉施設経営安定化支援金交付要綱」に基づき、100,000円を交付した。

オ 葛飾区放課後子ども総合プラン補助金（事務事業名：放課後子ども支援事業経費）

区は、「葛飾区放課後子ども総合プラン補助金交付要綱」に基づき、学童保育クラブに入会している児童及び放課後子ども事業に登録している児童の両方を対象とした、多様な学習・体験活動のプログラム実施などに対して、「葛飾区放課後子ども総合プラン補助金交付要綱」に基づき、7,078,700円を交付した。

以上の補助金等の合計額は、24,942,081円である。

3 監査の結果

区は、私立学童保育クラブに対し管理運営費等の助成を行い、入会を希望する児童の受入先を確保することで、放課後の適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る目的の実現に寄与している。

意見・要望事項

補助金の交付申請書、実績報告書、各会計帳簿及び現金収支関係書類等を確認したところ、葛飾区放課後子ども総合プラン補助金実績報告書における保護者負担分の使用料等（延長料金及び使用料）に、金額の誤りがあった。法人に交付する補助金の額に影響はなかったが、報告書の作成に当たっては、特段の注意を払い、誤りのないよう処理されたい。また、所管課においては、報告内容を精査するとともに、法人による適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

タイムズ24・ソーリンググループ
(監査対象 葛飾区亀有南自転車駐車場他4か所)

1 監査対象の概要

(1) 施設

亀有南自転車駐車場、亀有東自転車駐車場、亀有駅南口公園下自転車駐車場、亀有西自転車駐車場、高砂自転車駐車場

(2) 指定管理者

タイムズ24・ソーリンググループ

構成員（代表者） タイムズ24株式会社

構成員 タイムズサービス株式会社

構成員 株式会社ソーリン

(3) 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 指定管理業務

指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項に基づき、葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例に定める自転車駐車場のうち（1）の管理を行っている。主な業務は次のとおりである。

ア 基礎的管理業務

運営指針策定・管理業務、スタッフ育成管理業務等

イ 施設維持管理業務

駐車場機器保守管理業務、備品管理業務、修繕業務、清掃業務、巡回業務等

ウ 施設運営業務

駐車場運営業務、ヘルプデスク業務、危機管理及び警備業務、利用促進業務等

(5) 所管課

都市整備部 交通政策課

2 管理運用状況の概要

駐車場利用状況（令和5年度）

(1) 自転車

一時利用 625, 274件

定期契約利用 14, 283件

区施設利用・民間事業者負担利用 54, 111件

(2) バイク

一時利用 828件

3 指定管理料等の支払

(1) 指定管理料等

指定管理者は、利用料金収入から管理運営経費を支出しており、区と各年度の事業実施に先立ち協議し決定した利用料金の収入基準額と管理運営経費に相当する支出基準額に基づき、あらかじめ定めた金額を区に納付することとしている。

また、各年度の終了時点において収入額から支出額を差し引いた金額があらかじめ定めた納付金額を上回った場合は、当該上回った金額の60%を当初定めた金額に加算して区に納付するものとし、収入額が収入基準額を下回った場合及び支出額が支出基準額を上回った場合においても、当初定めた納付金額は変更しないとしている。そのため、区への納付金は、年度協定に基づき全額納付されている。

なお、区から指定管理業務の対価として支払われる委託料等は原則としてないが、令和5年度は光熱水費の高騰が区民サービスの提供に与える影響を踏まえ、施設管理委託料として光熱水費上昇分想定額3,501,000円が区から指定管理者へ支払われた。

令和5年度

年度当初決定納付金額 6,617,000円

加算納付金額 0円

区への納付金額 6,184,910円

(区への納付金額は当初決定納付金額から減額免除額432,090円を相殺した額である。)

(2) 還元額

利用料金収益の区への還元は、利用料金収支実績額（収入額から支出額を差し引いた金額）が収支見積総額を下回ったため行われていない。

利用料金収益還元分

(単位：円)

利用料金収支見積総額（収入基準額－支出基準額） (A)	6,617,000
利用料金収支実績額（収入額－支出額） (a)	△ 25,244,486
収支見積総額と実績額の差額 [(a)－(A)] (ア)	△ 31,861,486
区への還元額 [(ア)×還元率(60%)]	0

4 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、基本協定書、年度協定書、業務報告書、会計帳簿等の関係書類を確認した結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

国際自然大学校・宮ビルサービス共同体

(監査対象 葛飾区立日光林間学園)

1 監査対象の概要

(1) 施設

葛飾区立日光林間学園

(2) 指定管理者

国際自然大学校・宮ビルサービス共同体

代表者 特定非営利活動法人 国際自然大学校

構成員 宮ビルサービス株式会社

(3) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 監査対象年度

令和5年度

(5) 指定管理業務等

地方自治法第244条の2第3項及び葛飾区立日光林間学園条例第2条の2の規定に基づき、葛飾区立日光林間学園の管理を行っている。主な業務は、次のとおりである。

ア 基礎的事項に関すること

運営指針等策定、管理体制構築、スタッフ育成管理、書類作成提出等にかかる業務

イ 施設及び設備の維持管理に関すること

施設維持管理、建築物等保守管理、機材保守・備品管理、修繕、清掃等にかかる業務

ウ 施設運営に関すること

使用承認、受付案内及びヘルプデスク、利用者対応、経理、食事提供、宿泊室整美、移動教室等・一般利用者受入れ、警備及び危機管理、渉外、広報PR等にかかる業務

(6) 自主事業

民間事業者のノウハウを活用し、より効果的かつ効率的に行うことが適当な事業について、教育委員会と協議し認められたものを、自主事業として企画・立案・実施している。

(7) 所管課

教育委員会事務局 教育総務課

2 管理運用状況の概要

(1) 施設の管理運営

区立学校の移動教室では、子どもたちが安心安全に施設を利用できるように施設及び設備の維持管理を行っている。新型コロナウイルス感染症対策により宿泊の期間短縮を行った前年度と異なり、令和5年度は本来どおりの日程で全校実施され、延べ7,404人の利用があった。利用にかかる教員アンケートでは、施設状態が「とても良い」「良い」は96%、施設職員対応の「とても良い」「良い」は98%、そのほかアレルギー食や宗教食への対応、

天候等による予定変更への臨機応変な対応、けがや疾患への迅速な対応などに関して満足度の高い回答が寄せられている。

移動教室の利用がない期間は一般利用者を受け入れており、宿泊利用に加え、体験プログラムやキャンプ等のイベントも行っている。令和5年度の宿泊一般利用者は延べ7,778人で前年度比2,730人の増であった。宿泊利用者アンケートでは、清掃の状態について「とても良い」「良い」が95%、職員の対応が「とても良い」「良い」は97%、食事の味付けが「おいしい」は76%、加えて2回目以上の利用者が回答者の61%を占めており、利用者から高い評価を得ていることがうかがえる。また、宿泊以外では、休憩利用、自主事業参加、付帯施設の利用があった。

なお、施設のハード面の整備及びスタッフ研修（安全管理、個人情報、栄養士、自然体験活動指導技術、防災訓練、衛生管理、救命救急等）、広報活動などについても、年度協定に記された行動計画のとおり履行されている。

(2) 指定管理者自主事業の状況

日光林間学園は、宿泊施設の運営のほか以下の事業を実施した。カッコ内は収入額である。

ア 冬遊び大冒険キャンプ（988,800円）

イ 益子焼絵付け体験（548,200円）

ウ 日光親子キャンプ～雪あそび編～（359,750円）

エ 日光親子キャンプ～テント泊入門編～（284,500円）

オ シカ革タグキーホルダー作り（241,500円）

カ シカ角ストラップ作り（147,200円）

キ 飲料自動販売機の設置（127,070円）

ク 売店販売（59,450円）

ケ （その他）クラフトコーナー、星空観察会、草木染エコバッグ作り、キャンプファイヤー体験会、ゴッドアイ作り、にっこのあそびくらぶ、空き缶ポップコーン、NIKKO焼き火亭、木のぶんぶんごま、焼きマシュマロ、木の名札づくり、科学実験教室、日光クイズ、にっこうデイキャンプ、火起こし体験、ダッチオーブンで焼き芋パーティー、冬の手作りリース作り、バードコール作り、クリスマスキャンドル作り、お正月限定！ 凧作り、たたき染め、徒長枝集め等

3 指定管理料の支払等

区は、令和5年度分の指定管理料等として、次のとおり84,699,258円を指定管理者に対し支払った。指定管理料は、区立学校の移動教室の実施にかかる経費を含め、施設の管理運営を行うための経費として算定されている。

ア 指定管理料	53,253,000円
イ 利用料金減免補填金	333,600円
ウ 施設修繕費貸付金	5,000,000円
同 精算による返還金	△1,442,657円
エ 燃料・光熱水費貸付金	36,492,000円
同 精算による返還金	△8,527,676円
オ 指定管理者からの還元金	△409,009円
差引支払合計金額	84,699,258円

なお、葛飾区立日光林間学園の管理に関する基本協定書第19条及び同年度協定書第6条に基づく還元額は次のとおり算定されている。

施設利用料金 (単位：円)

収入見込額	(A)	14,300,000
収入実績額	(B)	17,751,830
収入実績額と収入見込額の差額 [(B) - (A)]	(C)	3,451,830
利用料金収入の区への還元額 [(C) × 還元率 10%]	(D)	345,183

(D) 収入実績額が収入見込額を超えた場合に適用する。

自主事業 (単位：円)

収入実績額	(E)	2,950,120
支出額	(F)	2,822,468
収入実績額と支出額の差額 [(E) - (F)]	(G)	127,652
利用料金収入の区への還元額 [(G) × 還元率 50%]	(H)	63,826

(H) 収入実績額が支出額を超えた場合に適用する。

還元額合計 (単位：円)

還元額合計 [(D) + (H)]		409,009
---------------------	--	---------

4 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、基本協定書、年度協定書、業務報告書、会計帳簿等の関係書類を確認した結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

施設利用料金収入額が収入見込額を超えたため、利用料金の区への還元が行われたが、これは利用者アンケートによる満足度やセルフモニタリング数値の高さに表れるような着実な管理運営、自主事業の工夫、一般利用者に向けた広報活動等の取組の積み重ねの成果と考えられる。今後も着実な管理運営業務を継続するとともに、目撃情報が寄せられる熊への対策をはじめとした利用者の安心・安全への対策にも万全を期されたい。また、一般利用の増加に向けた施設・事業の周知やスポーツ団体などへの営業活動も引き続き進められたい。